

# 少年院法の全面改正

## 現行少年院法の問題点

- ・ 昭和24年の施行後、抜本改正されることなく60年以上経過
- ・ 在院者の権利義務関係、職員の権限に関する規定が少ない
- ・ 省令及び訓令等で基本的な処遇制度を設計・運用
- ・ 少年鑑別所については数か条を置くのみ

少年院法

全面改正

少年院法 (仮称)

少年鑑別所法 (仮称)

## 少年矯正を考える有識者会議提言

- ・ 少年院法を全面的に改正すべき
- ・ 少年院に関する法律とは別に、少年鑑別所に関する法整備を図るべき

【提言骨子】

- ① 少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開
- ② 少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開
- ③ 高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の育成
- ④ 適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進
- ⑤ 適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進

## 少年院法 (仮称)

## 法案の主な内容

※印は新規導入施策

### 第1 再非行防止に向けた処遇の充実強化

#### ○ 矯正教育の基本的制度の法定化

- ・ 現行の少年院の種類及び処遇課程の見直し・再編
- ・ 計画的、体系的な矯正教育の実施を確保  
(少年院教育課程、個人別教育計画、段階処遇、集団編成等)
- ・ 矯正教育の目的・内容を明示(生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導等)

#### ○ 円滑な社会復帰のための支援の実施等

- ・ 保護観察所との連携の下、帰住先確保・就労等の支援
- ※ 出院者やその保護者等からの交友関係、進路選択等の相談に応じることができる制度の導入

#### ○ 少年鑑別所の機能の強化

- ・ 少年の健全育成に配慮した観護処遇の実施
- ・ 適切な鑑別の実施を確保

※地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、少年、保護者等に対する必要な援助を実施

※再鑑別の実施や社会復帰の調整のため、少年院在院者を少年鑑別所に収容する制度の導入

### 第2 在院(所)者の権利義務関係等の明確化

#### ○ 在院(所)者の権利義務・職員の権限の明確化

- ・ 物品の給貸与、自弁物品の使用及び書籍等の閲覧の範囲・要件の明確化
- ・ 面会及び信書の発受について、許可要件を明確化するとともに、一定の範囲で保障
- ※ 所定の条件の下で電話による通信を許容
- ・ 適切な保健衛生及び医療上の措置を講ずることを明文化
- ・ 規律秩序の維持のための措置(身体検査、手錠の使用、保護室への収容等)の要件の明確化

#### ○ 不服申立制度の整備

- ※ 自己に対する処遇全般について、法務大臣に対する救済の申出等の制度を創設
- ※ 在院(所)者の相談に応じる相談員を指名

### 第3 社会に開かれた施設運営の推進

#### ○ 施設運営の透明性の確保

- ※ 少年院視察委員会・少年鑑別所視察委員会の設置

新少年院法と少年鑑別所法を分けて制定することに伴い、現行少年院法の廃止及び経過措置等を規定した整備法も併せて制定

少年鑑別所法 (仮称)